

事業所・企業統計調査及び経済センサスにおける従業者区分

1 事業所・企業統計調査

ア 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう（他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含む。）。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

個人業主 個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人（ただし、家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている場合は「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。）

有給役員 法人及び団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人（ただし、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている場合は「常用雇用者」に含める。）

常用雇用者 事業所に常時雇用されている人

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 上記以外の雇用者のうち、調査対象月の前2か月にそれぞれ18日以上雇用されている人

） 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人

） パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など

臨時雇用者 常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人

別経営の事業所への派遣又は下請従業者

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人

イ 別経営の事業所からの派遣又は下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人

2 経済センサス

ア 従業者

個人業主・無給の家族従業者・有給役員 次に該当する人

- ・ 経営組織が「個人経営」の場合
当該事業所を実際に経営している人、及び無給で事業所の業務を行っている経営者の家族
- ・ 経営組織が「個人経営」以外の場合
法人企業の場合は商法上の役員（雇用関係ではなく、法人との委任契約関係で業務に従事している者で、賞与の支払いを受けている者）、また、学校法人や団体等では各法に規定された役員のうち賞与（給与）の支払いを受けている者

常用雇用者 次の条件を満たす人

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 雇用者のうち、調査日前2か月でそれぞれ18日以上雇用されている人

） 一般に正社員・正職員と呼ばれている人

(ア) うち、派遣（出向を含む）又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人 次の条件を満たす人

- ・ 労働者派遣法に基づく派遣労働者や在籍出向と呼ばれる労働者で派遣元又は出向元と雇用関係を有したまま他の会社など別経営の事業所で働いている人
- ・ 当該事業所を経営する企業と雇用関係を有したまま下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人
- ・ その他、当該事業所を経営する企業と雇用関係を有したまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人

) 一般に正職員・正社員と呼ばれている人以外の人
常用雇用者以外の雇用者

当該事業所に雇用されている雇用者のうち、常用雇用者に該当しない人

イ 派遣(出向を含む)又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来てこの
事業所で働いている人

当該事業所に派遣又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から
来て当該事業所で働いている人(その他、呼称に関わらず、当該事業所を
経営する組織と雇用関係のない労働者も含む。)

(注) 経済センサスでは、留意事項として、以下の点について、検討していくこと
としている。

表現や例示については、試験調査等を踏まえ実査までに適切なものになるよ
う検討。

上記 - - (ア)の「派遣(出向を含む)又は下請けとして他の会社など別
経営の事業所で働いている人」に正社員・正職員と呼ばれる人のうち育児休暇
等により給与の支払いを受けている休業者を含めるなど、労働生産性把握の観
点から除外すべき者を当該項目に含める措置について検討。

総数の内訳として、「うち、派遣(出向を含む)又は下請けとして他の会社
など別経営の事業所で働いている人」を把握することについても、調査の必要
性及び記入者負担を考慮し、試験調査等を踏まえて実査までに決定。